

第 70 号

熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和27年熊本県条例第111号）  
の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

区分	鉄道賃	船賃	車賃 (1キロメートルにつき)	旅行諸費 (1日につき)	宿泊費
知事	その乗車に要する運賃（急行料金、特別車両料金及び座席指定料金を含む。）	1 運賃（運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最上級の運賃の額） 2 寝台料金、座席指定料金及び特別船室料金（これらの費用は、1に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）	円 3 7	円 3, 300	地域の実情を勘案して規則で定める額（宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、宿泊に要する費用の額）
副知事			3 7	3, 000	

		3 1及び2に 掲げる費用に 付隨する費用 (1に掲げる 運賃に加えて 別に支払うも のであって、 公務のため特 に必要とする ものに限る。)		
--	--	--	--	--

(熊本県教育長等の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県教育長等の給与等に関する条例（昭和63年熊本県条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

鉄道賃	船賃	車賃 (1キロメートルにつき)	旅行諸費 (1日につき)	宿泊費
その乗車に要する運賃（急行料金、特別車両料金及び座席指定料金を含む。）	1 運賃（運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最上級の運賃の額）  2 寝台料金、座席指定料金及び特別船室料金（これらの費用は、1に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務	円 37	円 3,000	地域の実情を勘案して規則で定める額（宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、宿泊に要する費用の額）

<p>のため特に必要とするものに限る。)</p> <p>3 1 及び 2 に掲げる費用に付隨する費用（1に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）</p>			
---	--	--	--

(熊本県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例（昭和26年熊本県条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

鉄道賃	船賃	車賃 (1キロメートルにつき)	旅行諸費 (1日につき)	宿泊費
その乗車に要する運賃（急行料金及び座席指定料金を含む。）	<p>1 運賃（運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額）</p> <p>2 寝台料金及び座席指定料金（これらの費用は、1に掲げる運賃に加えて別に支</p>	円 37	円 2,200	地域の実情を勘案して規則で定める額（宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、宿泊に要する費用の額）

	<p>払うものであ って、公務の ため特に必要 とするものに 限る。)</p> <p>3 1及び2に 掲げる費用に 付随する費用 (1に掲げる 運賃に加えて 別に支払うも のであって、 公務のため特 に必要とする ものに限る。)</p>			
--	--	--	--	--

(熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部改正)

第4条 熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例（昭和28年熊本県条例第11号の2）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

区分	鉄道賃	船賃	車賃 (1キロメー トルにつき)	旅行諸費 (1日につき)	宿泊費
議長	その乗車に 要する運賃 (急行料金、 特別車両料 金及び座席 指定料金を 含む。)	1 運賃（運賃 の等級が区分 された船舶に より移動する 場合には、最 上級の運賃の 額）  2 寝台料金、 座席指定料金 及び特別船室 料金（これら	円 37	円 3,300	地域の実情を 勘案して規則 で定める額（ 宿泊に係る特 別な事情があ る場合として 規則で定める 場合は、宿泊 に要する費用 の額）
副議 長			37	3,000	
議員					

	<p>の費用は、1 に掲げる運賃 に加えて別に 支払うもので あって、公務 のため特に必 要とするもの に限る。)</p> <p>3 1及び2に 掲げる費用に 付隨する費用 (1に掲げる 運賃に加えて 別に支払うも のであって、 公務のため特 に必要とする ものに限る。)</p>			
--	--	--	--	--

別表第2 (第9条関係)

区分		費用弁償の額
定額		1日につき 5,000円
加算額	交通費	<p>最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により旅 行をした場合における次に掲げる旅行の区分に応じ、それぞれ次 に定める額を合計した額</p> <p>1 鉄道旅行 その乗車に要する運賃（急行料金、特別車両料金 及び座席指定料金を含む。）</p> <p>2 水路旅行 次に掲げる費用の額の合計額</p> <p>(1) 運賃（運賃の等級が区分された船舶により移動する場合 には、最上級の運賃の額）</p> <p>(2) 寝台料金、座席指定料金及び特別船室料金（これらの費 用は、(1)に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、 公務のため特に必要とするものに限る。）</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる費用に付隨する費用 ((1)に掲げ る運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必</p>

		要とするものに限る。)
		3 陸路旅行（鉄道旅行を除く。） 車賃（路程1キロメートルにつき37円）。ただし、高速自動車国道等の有料道路を利用する区間については、当該有料道路を利用する区間に係る料金に相当する額を加算した額
宿泊費		居住地が熊本市の区域内にない議員が熊本市の区域内に宿泊した場合 地域の実情を勘案して規則で定める額（当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額）

(熊本県報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第5条 熊本県報酬及び費用弁償条例（昭和32年熊本県条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

区分	費用弁償額				
	鉄道賃	船賃	車賃 (1キロメートルにつき)	旅行諸費 (1日につき)	宿泊費
教育委員会の委員	その乗車に要する運賃（運賃の等級が区分された賃（急行料金、特別車両料金及び座席指定料金を含む。）	1 運賃（運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最上級の運賃の額）	円37	円3,000	地域の実情を勘案して規則で定める額（宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、宿泊に要する費用の額）
選挙管理委員会		2 寝台料金、座席指定料金及び特別船室料金（これらの費用は、1に掲げる運賃			
人事委員会					
公安委員会					
労働委員会					

	委員		に加えて別 に支払うも のであって、 公務のため 特に必要と するものに 限る。)			
収用委 員会	会長 委員 あっ旋 委員		3 1 及び 2 に掲げる費 用に付隨す る費用（1 に掲げる運 賃に加えて 別に支払う ものであつ て、公務の ため特に必 要とするも のに限る。）			
監査委員						
附属機関の委員 その他の構成員 社会教育委員 図書館協議会委 員 専門委員 海区漁業調整委 員会 内水面漁場管 理委員会 選挙長 選挙分会長	その乗 車に要 する運 賃（急 行料金 及び座 席指定 料金を 含む。）	1 運賃（運 賃の等級が 区分された 船舶により 移動する場 合には、最 下級の運賃 の額） 2 寝台料金 及び座席指 定料金（こ れらの費用 は、1に掲 げる運賃に 加えて別に	3 7	2, 200		

選挙立会人	支払うもの であって、 公務のため 特に必要と するものに 限る。)  3 1及び2 に掲げる費 用に付隨す る費用（1 に掲げる運 賃に加えて 別に支払う ものであつ て、公務の ため特に必 要とするも のに限る。）			
その他の非常勤 職員	予算の範囲内で知事が定める額			

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
  - (1) 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例別表第2
  - (2) 熊本県教育長等の給与等に関する条例別表
  - (3) 熊本県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例別表第2
  - (4) 熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例別表第1及び別表第2
  - (5) 熊本県報酬及び費用弁償条例別表第2  
(規則への委任)
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。  
(提案理由)

特別職の職員の旅費に係る関係規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。